

フリガナ				男・女
氏名				
生年月日	年	月	日	
住所①	〒			
連絡先①	TEL	-	-	
住所② (別荘)	〒			
連絡先②	TEL	-	-	
携帯電話	-	-	-	
E-mail				@

勤務先				
住所	〒			
連絡先	TEL	-	-	

ゴルフ場を利用される方への質問です。

HDCP	保持	ホームコース名	HD	
	未保持	取得を <input type="checkbox"/> 希望 <input type="checkbox"/> 不要	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> をおつけください	
必要事項	※後日、当コースよりイベント情報等のご案内を差し上げる場合があります。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> をおつけください			
興味のあるアクティビティ (複数可)	<input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> 芸術鑑賞 <input type="checkbox"/> 美味堪能 <input type="checkbox"/> スパ 温泉 <input type="checkbox"/> 乗馬 <input type="checkbox"/> 陶芸 <input type="checkbox"/> 釣り <input type="checkbox"/> 星空観察 <input type="checkbox"/> テニス <input type="checkbox"/> フットサル <input type="checkbox"/> トレッキング <input type="checkbox"/> スキー スノーボード <input checked="" type="checkbox"/> をおつけください			

— 個人情報保護法に基づく利用目的に関しまして —

- 会員様との会員契約及びこれに関する管理の為
  - 会員様にとって有用と思われるサービス・プラン・キャンペーン等のご案内の為
  - ご提供いただきました個人情報はこれらの目的以外には一切利用致しません。
- ※ JGA HDCPの取得には別途手数料2,200円(税込)が必要になります。

クラブ記入欄

会員NO. \_\_\_\_\_ 入会承認日 \_\_\_\_\_

募集要項

名称: KOBUCHIZAWA ART & WELLNESS MEMBER

年会費: 55,000円(消費税込)

有効期間: 令和4年3月1日~令和5年2月28日

お申込み: 登録申込書に必要事項をご記入の上、年会費(現金/クレジット)を添えてゴルフ場フロントへお申込みください。なお、お申込みにあたっては規約を必ずお読み頂き厳守申し上げます。

予約方法: 電話にて承ります。ネットからのご予約の場合は会員割引が適用になりませんのでご注意ください。

KAWメンバー特別プレー料金(税込)

	全日	平日	土日祝
3/1~3/31・12/1~12/28		10,000円	12,500円
4/1~4/28・5/9~6/30・11/1~11/13		11,000円	13,500円
4/29~5/8	15,000円		
7/1~7/10		11,000円	15,000円
7/11~10/31		15,000円	18,000円
11/14~11/30		10,000円	13,000円
12/29~1/3(祝日料金)・1/4~2/28		8,500円	10,000円



KAWメンバー限定のお得な 7 つの特典!!

- スループレー (7 時台) の優先予約**  
※予約状況によりお受けできない場合もございますのでご了承くださいませ
- ご同伴者は通常料金から全日 1,000円[税込]引き
- 2サム保証 平日 割増なし 土日祝 50%割引
- キャディの指名 (指名料 3,300円[税込])
- プレー日以外でもアプローチ練習場無料開放 (10:00 ~ 16:00 冬季除く)  
※フロントにて会員カードをご提示いただき、リストバンドを装着してください
- ART&WELLNESS 施設でのご優待  
ロジキーフォレスト北杜 (小淵沢カントリークラブ)、ホテル・キーフォレスト北杜、ロジキースプリング八ヶ岳、ログ、コテージ、カントリーレストラン キースプリング 通常料金の10%割引  
中村キース・ヘリング美術館の招待券10枚
- その他アクティビティも優待料金にてご案内

「KOBUCHIZAWA ART & WELLNESS MEMBER」規約

- 第1条【名称】**  
本会の名称は、「KOBUCHIZAWA ART & WELLNESS MEMBER」(以下、「KAWメンバー」という)とする。
- 第2条【目的】**  
KAWメンバーは小淵沢アート&ウエルネス(以下、「当施設」という)の利用を通じて主として小淵沢カントリークラブ(以下、「ゴルフ場」という)でのゴルフプレーと共に、健全なゴルフ普及の発展とエチケット・マナー向上に努め、KAWメンバー登録者相互の親睦と交流を図る事を目的とする。
- 第3条【運営】**  
KAWメンバーの運営は、株式会社アルテミス(以下「当社」という)が行い、当社内に事務局を設置する。
- 第4条【登録者】**  
登録者は次のとおりとする。個人通年
- 第5条【登録者としての資格】**  
登録者としての資格は、本規約及びゴルフ場利用約款を承認の上、所定の登録申込手続きを行い、当社が審査の上登録者と認めたものが、年間登録料の支払を完了したときに生じる。登録者としての資格は、公序良俗に反する行為者または暴力団及びそれに類する反社会的団体の関係者には、いかなる場合にもこれを与えない。
- 第6条【登録者証】**  
当社は、登録者1名につき、登録者証1枚を発行し、登録者に貸与する。登録者証は、登録者名が表示された登録者のみが使用でき、他人に貸与、譲渡、担保提供及び名称変更はできないものとする。登録者がその資格を失った場合は、直ちに登録者証を返却しなければならない。
- 第7条【届出事項の変更】**  
登録者は、住所・氏名・勤務先及び連絡先等を変更した場合は、速やかに書面により当社に通知するものとする。前項の通知を怠ったことにより、当社からの通知または送付書類が届くまたは未到着になった場合であっても、登録者は異議を唱えることはできないものとする。
- 第8条【登録者証の利用】**  
登録者がプレーする場合は、必ず各当施設のフロントにて登録者証を提示するものとする。登録者証の提示がない場合は、利用日の一般料金を徴収するものとする。
- 第9条【登録者の権利】**  
登録者は、開業時間内に当施設を利用した場合、当社が別に定める特典を受けることができる。
- 第10条【登録者の権利の制限】**  
登録者は、当社の経営に関し、意見を提出すること及び当施設の運営に関する報告を求めるときはできないものとする。
- 第11条【有効期間】**  
登録者の有効期間は、令和4年3月1日から令和5年2月28日とする。
- 第12条【年間登録料】**  
年間登録料は以下のとおりとする。  
【個人】55,000円(消費税込)  
年会登録料は、途中で登録抹消した場合といかなる場合であってもこれを返還しないものとする。
- 第13条【登録者としての資格取消し】**  
当社は、登録者が次の各号に該当したときには、登録者としての資格を取り消す場合がある。  
1. KAWメンバー及び当施設(ゴルフ場含む)の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。  
2. 本規約及びゴルフ場利用約款に違反したとき。  
3. 登録申込内容に虚偽の事実が判明したとき。  
4. 登録後、暴力団の構成員及び反社会的勢力の関係者もしくはそれに準ずる者であることが判明したとき。  
5. その他当社が取消し処分を適当と判断する行為があったとき。
- 第14条【登録者の都合による登録抹消】**  
登録者の都合によりKAWメンバーを登録抹消するときは、当社に所定の届出を行い、「登録者証」を返還するものとする。
- 第15条【登録者としての資格喪失】**  
登録者は、次の各号に該当した場合、登録者としての資格を失う。  
1. 有効期限が終了したとき。  
2. KAWメンバーの登録抹消したとき。  
3. 死亡したとき。
- 第16条【個人情報の利用】**  
当社は、登録者から入手した個人情報を当社のセキュリティポリシーに則り、安全に管理し、KAWメンバーが利用できる当施設(ゴルフ場含む)の運営以外の目的で使用しない。登録者は、有効期間中及び有効期間経過後において、当社がKAWメンバー及び当施設(ゴルフ場含む)のサービス及びイベントの案内等の送付のために、登録者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレス等の個人情報を利用する場合があることを予め了解するものとする。
- 第17条【KAWメンバーの解散】**  
当社は、必要と認めるときはKAWメンバーをいつでも解散することができる。登録者は、解散に対して異議を申し立てることはできないものとする。
- 第18条【規約の改廃】**  
本規約に定めのない事項は、当社が決定する。  
当社は、いつでも本規約を改正できるものとし、その効力は全ての登録者に及ぶものとする。  
【規約の改廃】  
1. 令和4年1月1日に本規約改定  
【附則】  
1. 本規約は令和4年3月1日から適用する。